

## 申請から利用までの手続きの流れ①

## 自宅で生活しながら利用できる支援の場合 (3ページのオレンジ色の支援を除く)

## 手続きの流れ



## 申請

## 市町村障害児福祉窓口

市障福 町害祉 窓児口

TEL :

※市町村障害児福祉窓口の方は上記をご記入の上、ご家族に当該資料をお渡しください。

市町村より**受給者証**が交付された後、事業所（施設）と**契約**し、利用が開始となります。

## 利用計画案の提出

利用計画案は、**相談支援事業所の相談支援専門員**に作成を依頼するか、家族などが作ります。

※相談支援専門員は市町村障害児福祉窓口で紹介していただけます。

相談支援専門員がいる事業所の一覧は県障害福祉課のホームページで確認できます。  
(詳しくは20ページをご覧ください。)

# 受給者証

受給者情報		受給者証	
通所受給者	吉山農〇〇市*****	発給年月	月12日/月
決定権者	吉山農	支給決定期間	平成28年4月~日から 平成29年4月~日まで
支給権者	フリガナ:オカヤマ・タロウ	サービス種別	
氏名	岡山・太郎	支給量等	
誕生日	平成5年4月4日	支給決定期間	平成28年4月~日から 平成29年4月~日まで
性別	フリガナ:オカヤマ・モタロウ	サービス種別	
性別	男	支給量等	
年生年月	平成26年4月4日	支給決定期間	平成28年4月~日から 平成29年4月~日まで
交付年月日	平成28年4月4日	サービス種別	
支給市町村及び印	○○市長 印	予備欄	見本

- 利用できるサービスの種類
- 利用できる日数や時間
- 有効期間
- 利用者負担の上限額など

## 利用計画

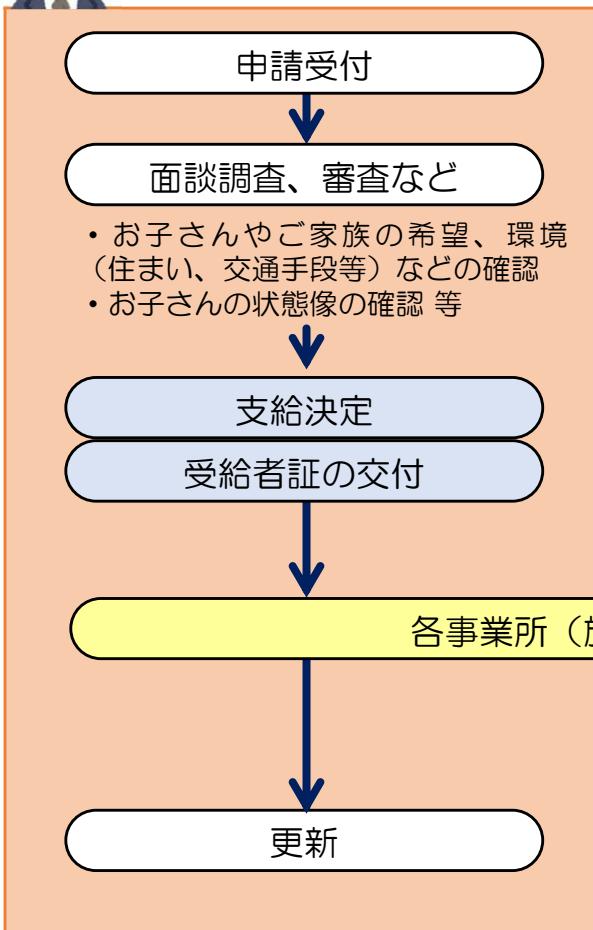
# 利用計画

- ・どんな困りごとに対  
して、どんな支援が必  
要かなど

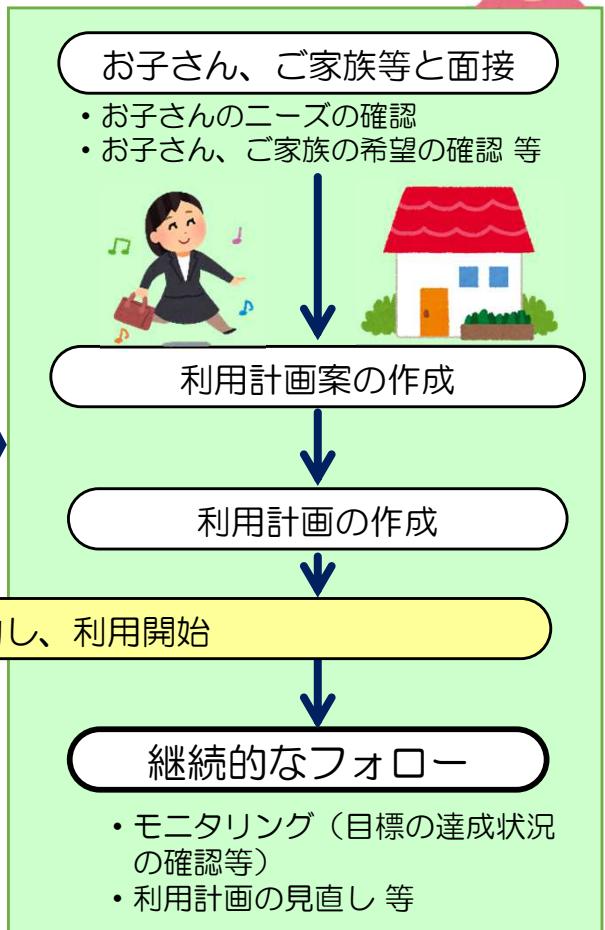
## 相談支援専門員の役割



市町村障害児福祉窓口



相談支援専門員



どんな支援を、どこで受けるのか、ご家族だけで調べて決めるのは大変です。



地域の「相談支援専門員」が、行政と連携して、しっかりサポートしてくれます。

相談



お子さんやご家族に、日頃困っていることや心配していること、又はできるようになりたいことなどをお聞きします。

支援の方向性の提案



支援の組み合わせ方や利用できる支援などを「利用計画（案）」としてまとめます。

継続的なフォロー



支援を受け始めたあとも、定期的に状況をお聞きし、必要に応じて利用計画を見直します。